

ルイス・キャロルのパラドックスから何を学ぶうるか

伊佐敷 隆弘

What Can We Learn from Lewis Carroll's Paradox?

Takahiro ISASHIKI

Abstract

Lewis Carroll created an interesting paradox about logic in his paper titled "What the Tortoise said to Achilles". This paradox raises the following question: Where can we get the meaning of the principle of inference? (The principle of inference is "If $p \supset q$ and p are true, you can assert q .")

By investigating this paradox and several philosophers' views about it and the principle of inference (Russell, Frege, Dummett, Geach, Quine et al.), I showed the following four points: (1) Ultimately it is not the principle of inference itself but individual activities of inference that have the power of connecting the premises and the conclusion. (2) These activities follow implicit customs. (3) It is impossible to make these customs completely explicit. (4) But without our practical knowledge of these customs the principle of inference cannot work as such.

And on the basis of these arguments I made it clear what the difference of object language and metalanguage really means.

序

ルイス・キャロルは「亀がアキレスに言ったこと」という論文の中で論理に関する興味深いパラドックスを提出した。このパラドックスは「我々は推論規則（「もし p と $p \supset q$ が真なら、 q を主張してよい」）の意味をどこから得ることができるのか」という問題を提起する。

本論文の目標は、このパラドックスの検討を通して、「論理の根底に、論理的推論の原動力（前提と結論を結び付ける力）として、行為がある」ということを明らかにすることである。即ち、具体的には、以下の4点である。

- (1) 前提と結論を結び付ける力を持っているのは推論規則それ自体ではなく個々の推論行為である。
- (2) この個々の推論行為は暗黙の慣習に従っている。
- (3) この暗黙の慣習を完全に明示化することは不可能である。
- (4) しかし、この暗黙の慣習に関する我々の実践的知識がなかったら推論規則は機能しえない。

そして、これらの議論を踏まえて、更に、対象言語とメタ言語の違いが本当は何を意味しているのかを明らかにしたい。

まず、このパラドックスの内容を紹介し、次に、このパラドックスに関する論者の議論を検討することを通して上の目標の達成を試みる。

1. 「ルイス・キャロルのパラドックス」とはどんなものか

このパラドックスは、ルイス・キャロルが論文「亀がアキレスに言ったこと」(Carroll [1895])の中で提示したものである。

キャロルが材料としたのは次の命題A、Bを前提としZを結論とする推論である。

- (A) 同一のものに等しいものは、互いに等しい。
- (B) この三角形のこの二辺は同一のものに等しい。
- (Z) この三角形のこの二辺は、互いに等しい。

この推論の構造は次のように記号を用いて表すことができる¹⁾。

- (A) p ならば q である。
- (B) p である。
- (Z) q である。

本論文では、キャロルのパラドックスを(キャロルの場合とは違って)このような構造を持つ推論すべてに対して一般的に構成することにする。

さて、パラドックスは以下の(1)～(4)のステップを経て構成される。キャロルの論文では、論理についてよく知っているのに無知であるふりをする亀とお人好しの戦士アキレスの対話という形でパラドックスが構成されて行く。

(1) 第一のステップ

(ア) 上の推論に関して「私は『もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない』という仮言命題は認めるが、AやBが真であるとは認めない。それゆえ、Zが真であるとは認めない」と言う者がありうる。この想定は、 p や q の内容次第では、むしろ普通に起こりうることであるし、またその場合この発言は当然許容されるであろう。

(イ) 他方、これとは逆に、「私は、AとBが真であると認めるが、『もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない』という仮言命題は認めない。それゆえ、Zが真であるとは認めない」と言う者がいたとしよう(実は亀がこれを言う)。この想定は(ア)の想定に比べて極端に不自然であるし、我々はこの発言を許容しないであろう。というのは、「もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない」という仮言命題は「論理法則」を述べたものであり、これを否定することは論理法則を否定することだからである。が、あえて「(この亀が)論理法則に関して極端に無知である」と想定することにしよう。

(2) 第二のステップ

そこで、先の仮言命題を明記することによって論理法則に関する無知を正してやることにする。(これが、アキレスが亀に対してとった方法である。)すると、上の推論は次のように書かれる。

- (A) pならばqである。
- (B) pである。
- (C) もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない。
- (Z) qである。

すると、先の(イ)の想定において、AとBが真であることは既に認められており、そして今(亀は)Cを認めることによって「もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない」という論理法則も認めたのだから、当然Zをも認めるはずである。というより、認めねばならないであろう。

(3) 第三のステップ

しかし、なお、「私はAとBとCが真であると認めるが、Zが真であるとは認めない」と言う者がいたとしよう。この者(亀)は、「AとBとCが真であるなら、Zは真でなければならない」という仮言命題を受け入れない者である。そこで第二のステップでしたのと同様にこの仮言命題を明記することによってこの者(亀)の論理的な無知を正すことにする。すると、上の推論は次のようになる。

- (A) pならばqである。
- (B) pである。
- (C) もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない。
- (D) もしAとBとCが真であるなら、Zは真でなければならない。
- (Z) qである。

(4) 以下同様のステップを繰り返すことにより、次のことが言える。

前提の命題A、Bからスタートしてゴールである結論の命題Zに至るためには、両者の間にC、D、E、F、……と無限数の命題を挿入しなければならない。言い直せば、前提A、Bからスタートして結論Zに至ることは不可能である。これはもちろん許容しがたい帰結である。

以上が、「ルイス・キャロルのパラドックス」の中味である。

2. 予想される反論 —— 「推論における規則と命題の混同」

このパラドックスに対して次のような反論が予想される。

——このパラドックスは推論における「規則」と「命題」の混同から生じている。規則を述べる言明はメタ言語に属するのであり、それを対象世界の事実についての言明であるとしたならば循環または無限後退が起こるのは当然である(大森 [1984] pp. 344-345, cf. Kneale [1962] p. 695, fn. 1)。実際、キャロルの言う「命題」Cや「命題」Dには、「真である」という(命題Aや命題Bには現れていない)意味論的述語が現れているが、このことはCやDが実は(AやBのような)「対象世界の事実についての言明」ではなく、メタ言語に属する言明であることを示している。結局、規則と命題を混同しなければ、キャロルのパラドックスは発生しないはずである。——

このような反論である。論理学内部でのテクニカルな処理としてはこれで十分である。しかし、「そもそもメタ言語と対象言語の区別によっていかなる区別がなされているのか」そして「なぜ規則を述べる言明はメタ言語に属すると考えるべきなのか」「なぜこの区別によってキャロルのパラドックスが解消されるのか」を明らかにしなければ、「メタ言語と対象言語の区別」²⁾はパラドックスを回避するためにアドホックに導入された区別にすぎないということになってしまう。

本論文では、キャロルのパラドックスに対する論者の反応を追跡することから議論を始め、「メタ言語と対象言語の区別」については8節末尾で検討する。

3. 主張命題と非主張命題の区別（ラッセルの場合）

ラッセルはキャロルのパラドックスが発生することを認める。そして、彼によれば、キャロルのパラドックスを解決するためには「主張命題」(asserted proposition)と「非主張命題」(unasserted proposition)を区別することが必要である。以下においてラッセルの議論(Russell [1937] §38)を辿る。

—— 議論の出発点は、「推論規則」(principle of inference), 即ち,

含意中の前件が真なら, 前件を落として後件を主張してよい。……①

[即ち, 真なる命題 $p \supset q$ 中の p が真なら, p を落として q を主張してよい。] という規則である³⁾。この規則自体は証明不可能 (indemonstrable) である。ところで, この規則は, 次の命題, 即ち,

p は, 「 p は q を含意する」と一緒になって, q を含意する。……②

[即ち, $(p \supset q) \& p \supset q$]

という命題とむすびつく。しかし, キャロルのパラドックスが教えているのは「命題②は推論規則①のような機能を持たない」⁴⁾ということである。換言すれば「命題②だけでは q の主張には到達できない」ということである。

したがって, キャロルのパラドックスを解決するためには推論規則①を命題②から区別することが必要だが, そのためには, 「含意する“ \supset ”」(imply) という概念とは全く異なる概念としての「故に」(therefore) という概念が必要である。というのは, 推論規則①が認めているのは要するに『 $p \supset q$ である。 p である。故に q である』と推論してよい」ということであり, この推論と命題②とを区別することが必要だからである。では, 「故に」と「含意する」の違いは何であるか。

両者の違いは, 単独で現れる場合の命題 p (や q) と「 $p \supset q$ 」に現れる場合の命題 p (や q) の違いに基く。前者の命題 p は, 後者の p にはない性質 (quality) を持っている, 即ち, 「主張されている」(being asserted) という性質を持っている。単独で現れる場合の p が「主張命題」即ち「実際に主張された命題」(a proposition actually asserted) であるのに対し, 「 $p \supset q$ 」に現れる場合の p は「非主張命題」即ち「単に複合概念として考えられた命題」(a proposition considered merely as a complex concept) である。そして, 「故に」という関係が「主張命題」の間に成り立つのに対し, 「含意する」は「非主張命題」の間に成り立つ。これが「故に」と「含意する」の違いである。言い直せば, 推論「 $p \supset q$ である。 p である。故に q である」において命題「 $p \supset q$ である」「 p である」「 q である」のいずれもが実際

に主張されているのに対し、命題②においては命題「 $p \supset q$ 」「 p 」「 q 」のいずれも実際に主張されてはならず、単に複合概念として考えられているだけである。

それゆえ、「『 $p \supset q$ である。 p である。故に q である』と推論してよい」という推論規則①を「故に」という概念を用いず「含意“ \supset ”」だけを使って述べることは不可能である。

要するに、キャロルのパラドックスを解決するためには、推論規則①と命題②の区別が必要であり、そのためには、「故に」と「含意する」の区別が必要であり、更に、後者の区別のために、「主張命題」と「非主張命題」の区別が必要なのである。――

以上がラッセルの議論の要旨であるが、ここで、「なぜ、推論規則①がなければ、命題②だけでは q の主張に到達できないのか」という点について説明を補足しておく。キャロルのパラドックスの第二のステップに出てきた命題Cは、推論規則①として解釈することも、また、命題②として解釈することも、可能である。いま、命題Cを命題②として解釈した場合、キャロルのパラドックスの第二のステップは次のように書き換えることができる。

- (A) $p \supset q$
- (B) p
- (C) $(p \supset q) \& p \supset q$
- (Z) q

すると、これらの命題A, B, Cから命題Zが次のようにして導出されるように思われるかもしれない。

命題AとBから

$$(p \supset q) \& p \cdots \cdots \textcircled{3}$$

を導く。

命題Cと命題③から

$$q$$

を導く。

しかし、実は、推論規則①がなければ、この導出は不可能である。(③のA, Bからの導出が何に基づいているのかという問題はここでは無視しておく。) なぜなら、Cと③から q を導出するところで推論規則①が必要だからである。いま「 $(p \supset q) \& p$ 」を「 r 」と置けば、命題Cは「 $r \supset q$ 」、命題③は「 r 」と書けるから、結局、「Cと③から q を導く」とは、「 $r \supset q$ と r から q を導く」ということであり、これはまさにパラドックスの第一のステップで問題になった「 $p \supset q$ と p から q を導く」という導出と同じものである。

更に、パラドックスの第三のステップについても同様のことが言える。命題Dについても命題Cと同様に解釈した場合、第三のステップは次のように書き換えられる。

- (A) $p \supset q$
- (B) p
- (C) $(p \supset q) \& p \supset q$
- (D) $(p \supset q) \& p \& ((p \supset q) \& p \supset q) \supset q$
- (Z) q

ここで「 $(p \supset q) \& p \& ((p \supset q) \& p \supset q)$ 」を「 s 」と置けば、命題A, B, C, Dから命題Zを導く際、「 $s \supset q$ と s から q を導く」という導出がやはり現れる。

このように、推論規則①がなければ、命題「 $(p \supset q) \& p \supset q$ 」や命題「 $(p \supset q) \& p \& ((p \supset q) \& p \supset q) \supset q$ 」などをいくら付け足しても結論 q には到達できないのである。

以上の理由により、キャロルのパラドックスを解決するためには、推論規則①と命題②の区別が必要である。そして、ラッセルによればそのためには、「故に」と「含意する」の区別、更に、「主張命題」と「非主張命題」の区別が必要なのである。

しかし、ラッセルは、「主張されている」という性質はいかなる性質なのか、という点に関して、それが心理的な性質ではなく論理的な性質であるということの他には、明確な説明を与えていない。ただ、ラッセルは「主張されているという性質は、真なる命題にはあるが、偽なる命題にはない」と言う。これが意味することは、「『真である』(being true)ということは『主張されている』(being asserted)ということの必要条件である」ということである。そこで、「主張されている」という性質と「真である」ということとの間の関係について検討してみよう。

第一に、ラッセル自身も気づいていた(Russell [1937] §38)ように、「真である」ということは「主張されている」ということの十分条件ではない。言い直せば、真であるが主張されていない命題(真なる非主張命題)もありうる。ラッセル自身の言葉を借りれば、「『 p は q を含意する[$p \supset q$]』という命題中の p や q は主張されてはいないが、真たりうる」。もし、そうでなければ、「 $p \supset q$ である。 p である。故に q である」という推論自体が成り立たないからである(Dummett [1981] p. 312)。

第二に、ラッセルの考えと違って、「真である」ということは「主張されている」ということの必要条件でもない⁵⁾。言い直せば、真でない主張命題(偽なる主張命題)もありうる。というのは、推論の際に「故に」の前後に我々が置く命題(前提と結論)は「主張命題」であるが、前提に含まれる命題が(我々の意に反して)偽であったと後になって判明した場合に、我々は偽なる命題を主張したという点では非難されるであろうが、「故に」という語の使い方を誤ったという理由で非難されることはないからである(Anscombe [1959] p. 115)。つまり、偽なる命題も「主張されている」という性質を持ちうるのである。

結局、「真である」ということは「主張されている」ということの必要条件でもなければ十分条件でもない。

キャロルのパラドックスから、ラッセルは、「主張命題」と「非主張命題」の区別の必要性を引き出したが、「主張されている」とはいかなることであるのかに関してラッセルは説明を与えることができなかった。

4. 主張記号「 \vdash 」と主張力(フレーゲの場合)

フレーゲは、その最初の著書『概念記法』(Frege [BS])において既に、主張命題を表示するための特別な記号として主張記号「 \vdash 」を導入している⁶⁾。この記号を用いると、推論規則①が認める前述の推論「 $p \supset q$ である。 p である。故に q である」は次のように書くことができる。

$$\vdash (p \supset q), \vdash p, \text{故に} \vdash q \cdots \cdots \textcircled{4}$$

そして、フレーゲによれば、「 $\vdash p$ 」のように単独で現れると p と、「 $\vdash (p \supset q)$ 」のよう

に命題の部分として現れる p とは、その「思想」(Gedanke) は同じだが、「主張力」(die behauptende Kraft) の有無の点で異なっている、即ち、前者には主張力があるのに対し、後者には主張力はない (Frege [V] pp. 145-146, Frege [G] pp. 62-63)。また、「 $\vdash (p \vee q)$ 」や「 $\vdash (p \& q)$ 」に現れる p も主張力を持たない (Frege [Gg] pp. 38, 42)⁷⁾。要するに、他の命題の部分となっている場合の命題 p は主張力を持たない⁸⁾。その場合の命題 p は「単なる想定 (Annahme)、つまり、そのことが実際に起こっているかどうかについて同時に判断することなく、或る事態を措定すること」(Frege [FB] pp. 21-22) のために用いられている。(これに対し、「 $\vdash (p \supset q)$ 」「 $\vdash (p \vee q)$ 」「 $\vdash (p \& q)$ 」における命題「 $p \supset q$ 」「 $p \vee q$ 」「 $p \& q$ 」自体はもちろんそれぞれ主張力を持っている。)

このようにフレーゲは命題の「思想」と「主張力」を区別することによって、主張命題と非主張命題の共通性(「思想」が同じ)と差異性(「主張力」の有無が異なる)をうまく捌いている。しかし、「主張されているとはどういう性質なのか」というラッセルが答えていない問題がフレーゲにおいては「主張力とは何か」という別の問題に姿を変えているだけだとも言える。では、主張力とは何であるのか。

「単独で現れる場合の命題 p は主張力を持つが、他の命題の部分となっている場合の命題 p は主張力を持たない」ということを言い直せば、「主張力は、命題の思想全体に及ぶのであって、主張力が命題の思想の一部に含まれるということはない」(Geach [1967] p. 133) ということである。したがってまた、これに対応して「主張記号は常に命題全体に対して働かなければならない」(Dummett [1981] p. 304) という要請が生じる。

では、こういう特徴を持つ主張記号「 \vdash 」は自然言語中のどんな表現に相当するのであろうか。まず、第一の候補は「……は真である」「……は事実である」という表現である。我々が命題 p を主張する際我々は「 p が真である」「 p が事実である」ということを主張するのであって、決して「 p が偽である」「 p が事実でない」ということを主張するのではない。とすれば、「 $\vdash p$ 」は「 p は真である」「 p は事実である」へと翻訳できそうである。この翻訳は確かに可能であろう。しかし、逆方向の(「真」「事実」から主張記号への)翻訳はできない。なぜなら、「は真である」「は事実である」という表現は主張力を持たない場合の命題 p に付加することもできるからである。例えば、「 $p \supset q$ 」は「もし p が真であるなら、 q も真である」とか「もし p が事実であるなら、 q も事実である」と言い直すことができる。また、「 $p \vee q$ 」は「 p が真であるか、または、 q が真である」とか「 p が事実であるか、または、 q が事実である」と言い直すことができる。このように「真である」「事実である」という表現は他の命題の部分となっている場合の命題 p に付加することもできるが、その場合の命題 p は主張力を持っていない (Geach [1967] p. 134, Dummett [1981] p. 316)。これに対し主張記号「 \vdash 」は命題が実際に主張されている場合のみその命題に付加することが許されるから、結局、「真である」「事実である」という表現を主張記号へと翻訳することはできない。

もちろん「 p は真である。」「 p は事実である。」というふうに命題 p が単独で言い切られた場合にはそれを「 $\vdash p$ 」へと翻訳することはできる。しかし、そのように単独で言い切られた場合には主張力があり、「もし p が真であるなら」「 p が真であるか、または」というふうに他の命題の部分である命題 p に付加して「真である」という表現が現れた場合には主張力はな

いのであるから、この「真である」という表現そのものに主張力があるとは考えられない。フレーゲ自身の言葉を借りれば、「我々が『真』という語を用いる場合でさえ、本来の主張力はこの語にあるのではなく、主張命題という形式にある」(Frege [G] p. 63) と考えるべきであろう。要するに、主張記号は「真である」「事実である」という表現とも置き換え不可能である。

更に、主張記号は「私は……と主張する」という表現とも置き換え不可能である (Dummett [1981] p. 335)。というのは、「私は p と主張する」という表現もまた、「真である」や「事実である」と同様、命題 p が主張力を持たない場合にも使えるからである、例えば、「もし私が p と主張するなら…」という使い方ができるからである。

結局、主張記号は、「真である」「事実である」「主張する」のいずれとも置き換え不可能である。後者の表現はいずれも他の命題の部分としての命題 p に付加することができ、そして、その場合の命題 p は主張力を持たないからである。そして、主張記号に相当するような言語表現は自然言語のうちにはおそらく存在していないと思われる。というのは、「命題全体に対してしか働かず、命題の部分に対して働くことができない」というような特徴を持つ言語表現は自然言語のうちには存在しないであろうからである。フレーゲ自身も、「主張命題の中には、主張という行為に対応する特定の命題成分は存在しない」(Frege [G] p. 62, fn.) 「言語には、主張力を表すための特別な語や特別な音節はない」(Frege [V] p. 152) と言っている。主張記号「 \vdash 」は、他に類のない (sui generis) 表現として導入されている (Geach [1967] p. 134, Geach [1972] pp. 263, 266) と言えるであろう。

以上、主張力について二つの特徴を指摘した。第一に、「主張力は、命題の思想全体に及ぶのであって、主張力が命題の思想の一部に含まれることはない」ということ (即ち「主張記号は常に命題全体に対して働かなければならない」ということ)。第二に、「それ自身で主張力を持つような特定の表現は自然言語の中には存在しない」ということ。これら二点である。

5. 主張記号の採用はパラドックスの解決にとって十分か

これまでの議論を振り返る。キャロルのパラドックスを解決するために、まず、推論規則①「含意中の前件が真なら、前件を落として後件を主張してよい」と命題②「p は、『p は q を含意する』と一緒にあって、q を含意する」の区別が必要とされ、その区別のために「故に」と「含意する」の区別が必要とされ、更にその区別のために「主張命題」と「非主張命題」の区別が必要とされた (3 節)。そして、結局、「主張命題」と「非主張命題」の区別は、前節末尾で述べた二つの特徴を持つ「主張力」の有無によるとされ、この「主張力」を表現するための特別な記号として主張記号が採用された (4 節)。

では、今までに得られた道具立てがパラドックスを解決するために十分であるかどうかをここで検討しておこう。キャロルのパラドックスの第一のステップを主張記号を用いて書けば次のようになる。

- (A) $\vdash (p \supset q)$
- (B) $\vdash p$
- (Z) $\vdash q$

第二のステップでの命題C「もしAとBが真であるなら、Zは真でなければならない」を推論規則①として解釈すれば、それは、「『 $p \supset q$ である。pである。故にqである』と推論してよい」と同義であるが、この推論を主張記号を用いて書けば前述のように、

$$\vdash (p \supset q), \vdash p, \text{ 故に } \vdash q \dots\dots④$$

となる。他方、命題Cを命題②として解釈すれば、命題Cは

$$\vdash ((p \supset q) \& p \supset q) \dots\dots②$$

となる。こう書けば、推論規則①と命題②が異なることは一目瞭然である。即ち、推論④が三つの主張命題から成っているのに対し、命題②はそれ自身が一つの主張命題であることが見て取れる。そして、3節で示したように、命題②だけではAとBからZを導くことはできない。このように、主張記号を採用することによって、推論規則①と命題②が異なるということが明瞭に表現できる。

更に、推論規則①「『 $p \supset q$ である。pである。故にqである』と推論してよい」自体を一つの主張命題と見れば、それは

$$\vdash (\vdash (p \supset q), \vdash p, \text{ 故に } \vdash q) \text{ と推論してよい } \dots\dots⑤$$

と書けるはずである。しかし、これは「主張記号は常に命題全体に対して働かなければならない」という先の要請に反している。この要請に従えば、主張記号が二重に書かれることはありえないからである。それゆえ、⑤は真正の主張命題ではない。したがって、推論規則①自体を一つの主張命題として、推論の中に書き加えることはできない。つまり、推論規則①は命題②と違って（キャロルの亀がしたように）推論の前提の一つとして用いることはできない。主張記号を用いることによってこのことも明瞭になる⁹⁾。（他方、命題Cを命題②として解釈すれば推論の中に書き加えることはできるが、3節で述べたように、命題②によってはAとBからZを導くことはできない。）

以上のように、主張記号の採用によって推論規則①と命題②が異なっているということは確かに明瞭になった。しかし、今のところ明らかになっているのは「命題②によっては、AとBからZを導くことはできない」ということだけ（3節）であって、逆に「なぜ、推論規則①によれば、AとBからZを導くことができるのか」ということはまだ明らかになっていない。尤も、この問いへの答はもはや自明のように思われるかもしれない。なぜなら、推論規則①を命題②のように誤解する可能性が（主張記号の採用によって）既に排除されている以上、推論規則①「含意中の前件が真なら、前件を落として後件を主張してよい」を素直に読めば「真なる命題 $p \supset q$ の中の p が真なら、p を落として q を主張してよい」ということなのであり、これはまさに「AとBからZを導くことができる」ということを意味するからである。例えば、ギーチ (Geach [1972] pp. 257-258) は言う。「『もし p ならば q である、p である、故に q である』は論理的に妥当である。そして、これは、『もし p ならば q である』と『p である』という二つの前提は『q である』という結論を産み出すのに十分である、ということ、まさに意味する (means precisely) のである。それゆえ、余計な前提を引き入れる余地はなく、〔キャロルのパラドックスのような〕無限後退は決して生じない」と。

しかし、推論規則①がそういうことを「意味する」と言うときの「意味」を我々はどこから得ているのか。この問いへの答はまだ得られていない。誤解を防ぐために言えば、私は推論規

則①の正当化を求めているのではない。つまり、「推論規則①はなぜ正しいか」を問うているのではない。この規則自体はラッセル (Russell [1937] §38) も言うように証明不可能であろう。私が求めているのは推論規則①の正当化ではなく意味である。例えば、推論規則①に現れる「なら」(「含意中の前件が真なら、前件を落として後件を主張してよい」, 「真なる命題 $p \supset q$ 中の p が真なら、 p を落として q を主張してよい」) の「意味」を我々はどこから得ているのか。いま、この「なら」を我々にとって未知の言葉「○○○」に置き換えてみよう。すると、推論規則①は

含意中の前件が真○○○, 前件を落として後件を主張してよい

真なる命題 $p \supset q$ 中の p が真○○○, p を落として q を主張してよい

となる。また、キャロルのパラドックスの命題 C は

A と B が真である○○○, Z は真でなければならない

となるが、このように書き換えられた推論規則①や命題 C にはもはや A と B から Z を導き出す力はないであろう³⁰。

本論文のここまでの議論によれば、推論とは、主張命題 (前提) から別の主張命題 (結論) への移り行きであるが、この移り行きを支える (或いは、強制する) もの、即ち、論理的推論の原動力は何なのか、これが今問題にしていることである。「この移り行きを支えるのは推論規則①である」とか「結論は実は前提の中にもともと含まれている。推論とはこの結論を引っぱり出すことなのだ」と我々が言いたくなるのは、我々が推論という営みを既に身につけているからである。我々にとって、或る命題が「主張されている」か否かの区別は自明であるし、推論規則①や前提命題に現れる論理語 (「なら」「または」「かつ」「すべて」など) や意味論的用語 (「真」「偽」「充足」など) の意味も自明である。それゆえ、我々には、論理的推論の原動力もまた推論規則①や前提命題自体の中にあるように思えてしまう。しかし、それらの「意味」が分からない (ふりをする) 者 (例えばキャロルの亀) を相手に (アキレスのように) それらの「意味」を明らかにしていこうとすると、この「自明性」は揺らぎ、論理的推論の原動力の所在もまた自明ではなくなるのである。

翻って考えてみれば、主張記号の採用によって推論規則①と命題②の違いが目に見えるようになったのは「主張記号は常に命題全体に対して働かなければならない」という要請を認めたからであった。この要請の根拠は何であろうか。「主張力とは何か」について更に追究しなければならない。

6. 主張力と規約 (ダメットの場合)

主張力の二つの特徴を繰り返しておくと、(1) 主張力は、命題の思想全体に及ぶのであって、主張力が命題の思想の一部に含まれることはない、(2) それ自身で主張力を持つような特定の表現は自然言語の中には存在しない、これら二点である。

これらの特徴から示唆されることは、「主張力は、意義 (Sinn) や思想のように命題の中で操作されうる要素ではなく、命題の外から命題に対して与えられる要素である」ということである。上の (1) はもちろん、(2) の特徴も、このことを示唆する。というのは、もしそれ自身で主張力を持つような自然言語の特定の表現があったなら、その表現はおそらく命題の内

部で操作可能であろうからである。

したがって、主張力は、(ラッセルが考えたような)「命題自体に属する性質」ではなく、むしろ、「命題を用いる行為の持つ性質」であろうと考えられる。もし主張力が「命題自体に属する性質」であるなら、或る命題が他の命題の部分になった場合、前者の命題の主張力が後者の命題の思想の一部に含まれることになってしまうからである。

結局、「主張記号は常に命題全体に対して働かなければならない」という要請の根拠は「主張力が、命題の性質ではなく、命題を用いる行為の性質であるということ」である。

主張力について「命題を用いる行為の持つ性質」という方向で考察を進めたのが、ダメット (Dummett [1981]) である。

ダメットによれば、主張力を「命題を用いる行為の性質」として考察することが従来妨げられていたのは、「そうすることで、主張力が命題に添加される心理的な要素になってしまうのではないか」という恐れからである。しかし、命題が主張力を持ちうるのは、当該命題を用いる行為が一定の一般的規約 (general convention) に従っているときに限られるのであって、行為者の心的状態によって主張力が与えられるのではない。それゆえ、この恐れは不要である。このようにダメットは言う (Dummett [1981] pp. 311-312)。

ダメットの言うこの一般的規約の内容はおおよそ以下の3点にまとめられる。

第1に、「真なる文だけを発話するという意図とともに、それらの文を発話する」(Dummett [1981] p. 354) ということである。命題 p が非主張命題 (疑問文、命令文、条件文の前件や後件、選言肢、舞台の上のせりふなど) として発話される場合、「 p は真だ」と話し手が信じている必要はない。これに対し、命題 p が主張命題として発話される場合には、「 p は真だ」と話し手が信じていなければならない。(ただし、3節で述べたように、「命題 p が実際に真である」ことまでは必要ではない。) 例えば、「 p である。しかし、私は命題 p が真だとは思わない」という発言が許容されないのに対し、「もし p なら q である。しかし、私は命題 p が真だとは思わない」という発言が許容されるのは、この規約の故であろう。(したがって、主張命題は嘘をつくのに使うことができる (Dummett [1981] p. 356)。「話し手はこの規約に従っているはずだ」と聞き手が信じているからこそ、聞き手はだまされうる。)

第2に、「主張をなすことは、概して、相手の振る舞いを変化させる」(Dummett [1981] p. 355) ということである。したがって、他人による命題 p の主張に対しても、自分が命題 p を主張するような状況に対して反応するのと同じ仕方で反応しなければ主張という行為を習得したことはない。例えば、子どもは郵便配達人が手紙を持って来たのを自分自身が見たときに「郵便屋さんが来た」という主張命題を言ったり、手紙を取りに行ったりするが、更に、他人がこの命題を発話したときにも同じ仕方で反応できなければ (例えば、手紙を取りに行く)、この命題を理解したことにはならない。これに対し、非主張命題には聞き手の振る舞いを変化させる力はない。(尤も、命令文にも相手の振る舞いを変化させる力があるが、命令文は上の第1の規約や次の第3の規約を満たしていない。)

第3に、「主張命題の習得には、どんな根拠が当該命題を正当化するかの理解や、根拠を求めたり与えたりする手続きの習得も含まれる」(Dummett [1981] p. 355) ということである。そして、主張命題の正当化の基準は、当該命題の思想が真となるための基準と一致する (Dummett [1981] p. 359)。

結局、「主張力とは何か」という疑問に対するダメットの答えをまとめると次のようになる。——命題 p が主張力を持つとは、命題 p を用いる行為が上のような規約に従っている、ということである。つまり、主張力の存在はこの規約の存在に支えられ、主張記号「 \vdash 」の意味はこの規約によって与えられている。¹¹⁾——

そこで、次に、「規約に基づく主張力」というこの考え方が、パラドックス解決のための中心問題である「推論規則①の意味はいかにして与えられるのか」という問いを解きうるかを検討する。

7. 規約は推論規則の意味を与えることができるか

ダメットの言う「規約」には二つの特徴がある。一般性と明示性である。さまざまな機会にさまざまな主張命題が発話されるが、それらはいずれも 6 節で述べたような規約に従っているという共通性を持つ (Dummett [1981] p. 356) 即ち、この規約は一般的 (general) である。また、この規約は、単に、訓練の結果として、それに従うように条件付けられるような何かではなく、我々が意識している規約である。例えば、子供は、嘘をついたときそれが規約違反であることを教えられる (Dummett [1981] p. 354)。即ち、この規約は明示的 (explicit) である。

では、一般的で明示的な規約によって、推論規則①の意味を与えることはできるだろうか。できない。なぜなら、(推論規則①の意味を与えるためには、推論に現れた命題が「主張命題」であることをまず知らなければならないが、) この規約を使って、或る命題が主張命題であることを知ろうとするときに、既に推論規則①を使わざるをえないからである。つまり、

これこれの規約に従って用いられている命題はどれも主張命題である。

故に、この命題は主張命題である。

という形の推論が必要になるからである。

クワイン (Quine [1976] pp. 104, 115) によれば、この困難が、まさに、キャロルのパラドックスが示していることである。クワインは言う。「論理的真理は無数にあるから、それらは個々ばらばらではなく一般的規約によって与えられなければならない。」しかし「もし、論理が規約を介して生じるのなら、規約から論理を推論するために既に論理が必要となる。」それゆえ「あらかじめ述べられた規約の明示的適用によっては論理の最も基礎的な部分ですら手に入れることはできない」と¹²⁾。

ダメットが、主張力を、命題自体の性質としてではなく、命題を用いる行為の性質として考察したことは正しかった。しかし、その行為を規制する規約が明示的なものであると考えた点に誤りがあったと私は考える。そこで、次に、「行為が従う暗黙 (implicit) の規約」という概念について検討する。

8. 明示的規約に先行する個々の推論行為

「主張力とは命題を用いる行為の性質である」というダメットの議論が示しているのは、「推論とは行為である」ということである。前述のとおり、推論とは「主張命題（前提）から別の主張命題（結論）への移り行き」であるが、主張自体が一つの行為であるなら、推論とは「いくつかの主張（前提）があるときに、それらを『理由』として、別の一つの主張（結論）をなす、という行為」即ち「複数の主張からなる行為」だということになるからである。

とすれば、推論規則①は「行為を規制する規則」だということになる。（そして、推論規則①を支える諸規約の内に、主張力を支える規約や「なら」「真」などの語の意味を与える規約が含まれることになる。）

そこで、「推論が行為である」ということに注目して、推論規則①の意味（即ち、論理的推論の原動力）について考察しよう。

我々は、推論の他にもさまざまな行為をして暮らしている。歩く、泳ぐ、自転車に乗る、踊る、歌を歌う、料理する、などさまざまである。そして、これらの行為のやり方を言葉で述べることは必ずしも可能ではないが、にもかかわらず、それらのやり方を知っているとよい。我々がこのような「言語によって明示されることのない実践的知識」を持っていることは確かである。そして、推論も行為であるのだから、推論規則①を支える規約に関する我々の知識もこのような「言語によって明示されることのない実践的知識」でありうる。更に、そうでありうるだけでなく、そうでなければならぬ。なぜなら、そうでなければ、キャロルのパラドックスから逃れることができないからである。つまり、推論規則①を支える規約に関する我々の知識は、「たまたま言語によって明示されていない知識」ではなく、「言語によっては完全に明示することが不可能な知識」である。即ち、この知識は「その内容のすべてを命題の形で表現することが不可能な知識」である。そのことが可能な知識即ち「命題的知識」と対比して、この知識は一種の「実践的知識」(practical knowledge) である⁴⁹⁾。推論規則①を支える規約に関する我々の知識はこのような特殊な知識であると考えられる。私がこのように考える理由を以下において更に説明していく。

まず、ダメットがあげた規約（6節）や推論規則①のような「明示的規約」と「個々の推論行為」とはどんな関係にあるのか。ライル (Ryle [1950] p. 243) は、「明示的規約」と「その適用である個々の行為」の関係を、「料理の本を書くこと、或いは読むこと」と「料理をすること」の関係に譬えている⁴⁹⁾。後者においては何らかの技術が行使されているのに対し、前者はその技術の教育或いは学習である。そして、前者（技術の教育と学習）は後者（技術の行使）の上に高度化 (sophisticate) されたものである。言い直せば、「料理の本を書くこと、或いは読むこと」ができるためには、それ以前に「料理をすること」ができなければならない。もし人類が料理という行為を全く行なっていなかったら、料理の本はもちろん存在しえない。技術の行使が存在しないところに、技術の教育や学習は存在しえない。

同様に、人が「明示的規約」を述べたり、それに従ったりできるためには、それ以前に「その適用としての個々の行為」がなされていなければならない。「まず明示的規約があってそれ

が適用されて個々の行為がなされる」のではない。逆である。個々の行為がなされて、それらに支えられて初めて、明示的規約が存在し得る。「明示的規約」は「その適用としての個々の行為」の上に成り立つ。「適用」という呼び方は、明示的規約が存在するようになった状況において、個々の行為を「当該規約の適用」として改めて捉え直しているからである。したがって、推論の場合においても、個々の推論行為があって初めて明示的規約は存在しうる。要するに、個々の推論行為の方が明示的規約に先行する。

しかしながら、個々の推論行為が一種の技術の行使であるならそれらは一定の規約に従っているはずである。そして、この技術を行使できる人間はこの規約を或る意味で知っているはずである。しかし、「或る意味で知っている」とは先に述べたように「言語によって完全に明示化することの不可能な実践的知識として」ということである。したがって、それらの規約は明示されることなく知られている規約、即ち、「暗黙の規約」である。つまり、個々の推論行為が従っているのは明示的規約 (explicit convention) ではなく暗黙の規約 (implicit convention) である。そして、この暗黙の規約も個々の推論行為から離れて自存しているわけではない。個々の推論行為があってこそその暗黙の規約である。ライルの料理のたとえで言えば、「料理をする」という個々の行為を離れて「料理の技術」だけが自存できないのと同様である。

要するに、「明示的規約」よりも「個々の推論行為」の方が先行し、後者が従っている「暗黙の規約」が後に言語化されて「明示的規約」になると考えられる。言い換えれば、「個々の推論行為」→「暗黙の規約」→「明示的規約」の順にそれぞれ前者が後者を支えている。再びライルの料理のたとえで言えば、これら三者の関係は、「料理をするという個々の行為」→「料理の技術」→「料理の本を書くこと、或いは読むこと」という三者の関係に対応する。推論規則①も明示的規約であるから、個々の推論行為の方が推論規則①より先行する。そして、個々の推論行為が従っている暗黙の規約に関する我々の実践的知識に支えられて初めて、明示的規約である推論規則①はその「意味」（即ち、前提と結論を結び付ける力、論理的推論の原動力）を得る。

「暗黙の規約に関するこのような実践的知識は自覚することが不可能だから『知識』とは呼べない」という批判があるかもしれない。例えば、クワイン (Quine [1976] p.105) は「『規約は、言葉で言うことなしに、ふるまいを通して採用しうる』『そして、後から振り返って、規約を言葉で定式化できる』と考えられるかもしれない」が、「定式化される前の規約の採用とはどういうことなのかは不明確である。その場合のふるまいを、規約を無視したふるまいから区別するのは難しいからである」と言う。

しかし、その暗黙の規約に反したときだけ発動されるという否定的な自覚は持つことができる。我々はその場合「変だ」「間違いだ」と感じるができる。つまり「なぜだか説明できないが間違いだ」と感じるができる。これは、母国語の文法を明示できずとも、外国人の作った文法違反の文を即座に「変だ」と感じ取ることができるのと同様である。このように、否定的であれ自覚を持てる以上、これは単なる条件反射や規則性ではなく「知識」と呼んでよい¹⁶⁾。

このように言語化されず否定的にしか自覚されないような暗黙の規約は「規約」というよりもむしろ「慣習」(custom) と呼ぶ方がふさわしいかもしれない。そして、この「暗黙の慣習」

に関する我々の「実践的知識」の内容を言語によって完全に明示化することは不可能なのであるから、この特殊な知識はいわば「対象化不可能な知識」である。キャロルのパラドックスが教えていることは、論理的推論を支えているのはこのような対象化不可能な実践的知識だということである。この知識の内容を完全に明示化することはできない。この不可能なことを試みたのがキャロルのパラドックスに登場するアキレスである。だから彼は窮地に陥ってしまったのである。

しかし、他方で、この知識の完全な明示化が不可能だということは、「なぜ今そういう仕方
で推論したのか」という問い（例えば、キャロルのパラドックスで言えば、「なぜAとBから
Zを導いたのか」や「なぜAとBとCからZを導いたのか」という問い）に対する答は、究極
的には、「なぜだか説明できないが、『正しく推論する』とはこうすることなのだ」というもの
にならざるをえない、ということである。キャロルのパラドックスはこのことも教えている。

それでは、「メタ言語と対象言語の区別」とは何であるのかについてどのように考えるべき
か。言語はさまざまな対象（山や川、或る人物、或る出来事など）を記述することができるが、
（英文法書や国文法書のように）言語そのものを記述の対象とすることもできる。このとき、
記述の対象になっている言語が「対象言語」であり、記述するために用いられている言語が
「メタ言語」である。しかし、「メタ言語と対象言語の区別」の本性はこれだけに尽きるのでは
ない。つまり、両者の区別は単に「言語が記述する対象が言語であるから両者を区別する」と
いうようなものではない。では、この区別の核心は何なのか。

メタ言語自体を記述の対象にするとときは更に「メタメタ言語」が必要である。「対象言語……
メタ言語……メタメタ言語……」というふうに、対象言語とメタ言語の階層はいくらでも深く
なりうる。もし「メタ言語と対象言語の区別」が単に「言語が記述する対象が言語であるから
両者を区別する」というようなものであったとしたら、メタメタ言語の記述の対象になっても
メタ言語の性格には変化がないはずである。記述されることによって対象自体の性質が変化す
るということは一般的にはありえないからである。しかし、実際には、そのときのメタ言語に
はもはや「論理的推論の原動力を与える」という働き（即ち、前提と結論を結び付ける働き）
は失われ、この働きはメタメタ言語の方へ移っている。つまり、対象言語とメタ言語の階層を
どれほど深くしようと、前提と結論を結び付ける働きを持つのはその最後のメタ言語だけであ
る。キャロルのパラドックスがこの事を示している。というのは、このパラドックスは「本来
メタ言語に属する規則を明示化した途端に、その規則の『意味』（即ち、前提と結論を結び付
ける力）が更なるメタレベルに姿を隠してしまう」という過程の繰り返しとして見ることができ
るからである。具体的に言えば、本来メタ言語に属する推論規則①を（第二のステップにお
いて）命題Cとして書き出した途端に、その「意味」はCに対するメタレベルに姿を隠してし
まい、そして今度は（第三のステップにおいて）命題Cの「意味」を明示化するものとして命
題Dを書き出した途端に、命題Dの「意味」は更なるメタレベルへと姿を隠す……、この繰
返しとして見るからである。

このことから分かるのは、（最後の）メタ言語に対する我々の理解の中には、（個々の推論行
為が従っている）暗黙の慣習に関する実践的知識が（明示化不可能な知識であるにも関わらず）
確保されている、ということである。我々はこの知識を持っているからこそ、（明示的規約と
しての）推論規則①を理解することができる。言い直せば、推論規則①の本来明示化しえない

「意味」(即ち、前提と結論を結び付ける力)が、メタ言語に対する我々の理解(これ自体も明示化できない)の内に確保されるのである。その結果、あたかも推論規則①それ自体に論理的推論の原動力(前提と結論を結び付ける力)があるかの如き外観が生じるのである。

メタ言語の理解の内に含まれているこの明示化しえない知識をあえて明示化しようとしても、この知識は姿を現さず、かえって、推論規則①の意味は失われてしまう。(亀の)「極端な論理的無知」に対し「論理法則を明記すること」で対抗しようとする(アキレスの)やり方は初めから望みのないやり方だったのである。この知識は、明示化不可能なまま、しかし、確かに我々の所持する知識として、(対象言語とメタ言語の階層において常に我々の一番手元にある最後の)メタ言語の理解の中に確保され続けるのである。

要するに、「メタ言語と対象言語の区別」の核心は「メタ言語の理解の内に、(個々の推論行為が従っている暗黙の慣習に関する)明示化不可能な実践的知識を確保すること」にある。

9. 結論

本論文の以上の議論を踏まえて、「ルイス・キャロルのパラドックスから学びうること」として次の4点をあげることができるであろう。

- (1) 論理の根底には、論理的推論の原動力(前提と結論を結び付ける力)として、個々の推論行為がある。個々の推論行為を規制するものと思われがちな(明示的規約としての)推論規則①よりも、個々の推論行為の方が先行し、基礎的である。
- (2) 個々の推論行為は、一定の暗黙の慣習に従っている。
- (3) しかし、この暗黙の慣習を言語によって完全に明示化することは不可能である。つまり個々の推論行為は、究極的には、「なぜだか説明できないがこうするのだ」という行為である。
- (4) にもかかわらず、我々は慣習違反に対して「変だ」と反応することはできる。つまり、暗黙の慣習を否定的に自覚することはできる。その限りで我々はこの慣習を「知っている」と言える。即ち、「言語によってその内容を完全に明示化することのできない実践的知識」(対象化不可能な知識)を我々は持っている。そして、我々のこの特殊な知識がなければ(明示的規約としての)推論規則①は機能しえない。

ところで、本論文のこのような結論によって、キャロルのパラドックスは果たして解決したのだろうか。「対象言語とメタ言語の区別」の核心が「メタ言語に対する我々の理解の中に(個々の推論行為が従っている暗黙の慣習に関する)明示化不可能な実践的知識を確保する」という点にあることを踏まえている限り、我々は安んじて推論規則①を用いて推論を行なうてよい。その場合には、キャロルのパラドックスは(解決するというより)もともと発生しない。しかし、メタ言語のこの働きを忘れ、この特殊な知識の存在を忘れたならば、キャロルのパラドックスはいつでも発生しうる。そして、その場合には、キャロルのパラドックスは解決不可能である。重要なことは、パラドックスを解決することよりも、むしろ、そこから何を学ぶかであろう。

注

- 1) キャロルが材料とした推論の直接の記号化は次のとおりである。

$$(A) \forall x \forall y \forall z ((x = z) \& (y = z) \supset (x = y))$$

$$(B) (a = c) \& (b = c)$$

$$(Z) a = b$$

しかし、この命題Aからは

$$(A) (a = c) \& (b = c) \supset (a = b)$$

が導けるから、「 $(a = c) \& (b = c)$ 」を「p」、 $a = b$ 」を「q」とおけば、

$$(A) p \supset q$$

$$(B) p$$

$$(Z) q$$

となる。それゆえ、この構造がもとの推論に含まれていると言ってよい。

- 2) 対象言語とメタ言語の区別はタルスキ (Tarski [1931], Tarski [1944]) によって導入された。ただし、タルスキがこの区別を導入したのは「真理概念を定義する」という目的のためである。タルスキは「意味」概念を前提として「真理」概念を定義したが、その際生じる「嘘つきのパラドックス」を回避するために対象言語とメタ言語の区別を導入した。
- 3) 論理学ではこの規則を「分離則」(rule of detachment) 或いは「肯定式」(modus ponens) と呼ぶ。ラッセルによれば、この規則は、或る命題が「証明」される場合には必ず用いられているし、また、「xのすべての値に対して (ϕx ならば ψx) が成り立ち、かつ、 ϕa が真なら、 ψa を主張してよい」という形で用いられることもある。

推論規則については Whitehead & Russell [1962] *1. 1 (p. 94) も参照されたい。

- 4) このことをラッセルは「推論規則の独立性 (independence)」と呼ぶ。
- 5) アンスコム (Anscombe [1959] p. 114) はフレーゲもラッセルと同じ考えを持っていたと言いが、ダメット (Dummett [1981] p. 314) は反対する。この点に関しては留保する。
- 6) ただし、フレーゲ自身はこのパラドックスの解決のために主張記号を採用したのではない。実際、フレーゲが主張記号を採用した (1879年) のは、キャロルによるこのパラドックスの提起 (1895年) よりもはるかに前である。また、私の知る限りでは、フレーゲのどの著作にもルイス・キャロルのパラドックスへの言及はない。ただ、ラッセルは、キャロルのパラドックスを取り上げる際にフレーゲの主張記号に言及し (Russell [1937] §38, fn.), かつ、「主張命題」という概念もフレーゲから学んだと述べている (Whitehead & Russell [1962] p. 92, fn.)。
- 7) $p \& q$ からは p や q を導出できるから、主張命題「 $\vdash (p \& q)$ 」は同時に主張命題「 $\vdash p$ 」や「 $\vdash q$ 」を含んでいる、即ち、「 $\vdash (p \& q)$ 」の中の p や q は主張力を持つ、と考える人もいるかもしれない。しかし、フレーゲ (Frege [Gg] p. 38) に言わせると、「『かつ』によって結合されなければならないのは、判断するという行為ではないのだから、結合される命題は主張力を伴わずに発話されるべき命題である」。実際、「 $\vdash (p \& q \supset r)$ 」の中の p や q は主張力を持ってはいない。
- 8) 他の命題の部分になっている場合の他に、舞台上のせりふとして発話された場合の命題 p や疑問文「 p か?」も主張力を持たない。この疑問文は「主張力」ではなく「答えを要求する力」を持つ。ただし、いずれの p もその「思想」は、主張力を持つ場合の p と同じである。(Frege [G] pp. 62-63)
- 9) これに対しては「内側の主張記号は対象言語に属し、一番外側の主張記号はメタ言語に属する。だから主張記号が二重に働いているのだ。そもそも、推論に現れる命題は対象言語に、推論規則はメタ言語に属する。だからこそ、対象言語に属する他の命題 A , B , Z と同列に推論規則①を一つの推論の中に並べることはできないのだ」という指摘があるかもしれない。しかし、2節で述べた

ように本論文においては「対象言語とメタ言語」の区別の本性自体が探究の対象の一つであるから、この指摘のように両者の区別を前提することはできない。

- 10) キャロルのパラドックスの第三のステップに現れているのもこの問題である。第三のステップにおいて亀は命題Cの「意味」が分からないふりをしているのである。

このように問題を「推論規則の意味はいかにして与えられるか」と定式化すると、それは後期ヴィトゲンシュタインの「規則に『従う』ことはいかにして可能か（規則はいかにして行為の仕方を定めうるか）」という（Kripke [1982] によって有名になった）問いとよく似ている。ヴィトゲンシュタインのこの問いを論理的推論に対して向けたときに生じるのがキャロルのパラドックスであると私は考えている。ヴィトゲンシュタインのこの問いについては伊佐敷 [1990] を参照されたい。

- 11) サール (Searle [1969] p. 66) によれば、主張する (assert) ということは発語内行為 (illocutionary act) の一つであり、命題 p の発話が主張行為であるためには当該発話は一定の規則に従っていないなければならない。サールは次の4つの規則をあげる。(1) 話し手は命題 p が真であることについての証拠を持っている。(2) 聞き手が p を知っていることが話し手と聞き手のいずれにとっても明白でない。[知識のギャップ] (3) 話し手は p だと信じている。(4) [命題 p を発話することは] p が実際の事態を表していることを [話し手が] 請け負うことと見なされる。

サールがオースティン (Austin [1962]) から継承し発展させた「言語行為論」も、このように、主張力を「命題を用いる行為の持つ性質」と見る立場である。

- 12) ただし、キャロルのパラドックスで問題になる「規約の一般性」とは、クワインが考えているような、個々の「論理的真理」の個別性と対比された意味での一般性ではない。たとえ論理的真理が一つしかなかったとしても、それを特定の機会に特定の人によってなされる個々の「推論行為」に適用する際、やはり同じパラドックスが生じるはずである。つまり、「規約の一般性」と対比されているのは「行為の個別性」である。

- 13) サール (Searle [1969] pp. 41-42) は「規則を知ることなしにその規則に従うか」という問いを立て、肯定的に答えている。しかし、彼は、そういう場合もある、といういわば例外を指摘しているにすぎない。私はもっと積極的に、論理の根底には、そういう特殊な知識が不可欠だと主張したいのである。

ただし、サールが単なる規則性 (regularity) との違いとして「規則からの逸脱を『間違い』とみなすこと」と「新たな事例に対しても投射されること」の2点をこの「規則の知識」に関して指摘しているのは重要である。

- 14) 尤も、ライルが議論しているのは、直接には「明示的規約」と「その適用である個々の行為」の関係一般についてではなく、「 $p \supset q$ 」と「 $\neg p$ 故に $\neg q$ 」の関係についてである。ライル (Ryle [1950] pp. 238-239) は、キャロルのパラドックスに基づいて、「『 $\neg (p \supset q)$ 、 $\neg p$ 、故に $\neg q$ 』という推論において、『 $p \supset q$ 』は、前提命題の一つではなく、『 $\neg p$ 故に $\neg q$ 、という推論をしてよいのだ』という推論の保証 (inference warrant)、許可証 (licence) である」と主張する。「 $p \supset q$ 」を「推論の保証」(「明示的規約」に相当する) と見るのは、ギーチ (Geach [1972] p. 257) も批判するように、間違いである。「 $\neg p$ 故に $\neg q$ 」は、p や q にどんな命題を代入するか次第で、論理的に妥当な推論である場合もあればそうでない場合もあるからである。ライルはキャロルのパラドックスの命題 A ($p \supset q$) を「推論の保証」と見ているわけだが、むしろ命題 C を「推論の保証」と見なすべきであった。しかし、ライルが「推論の保証」と「個々の推論」を対比して述べていること自体には尊重すべき考察が含まれている。

- 15) 注 13) で言及したサールの「規則の知識」と「規則性」の違いに関する議論を参照されたい。

文献(略称)表

※フレーゲの著作への頁付けは原論文による。

- Anscombe, G. E. M. [1959]: *An Introduction to Wittgenstein's TRACTATUS*, University of Pennsylvania Press.
- Austin, J. L. [1962]: *How to Do Things with Words*, Harvard University Press,
(邦訳: J. L. オースティン『言語と行為』, 坂本百大訳, 大修館書店, 1978年)
- Carroll, L. [1895]: "What the Tortoise said to Achilles", *Mind*, vol. 4, no. 14, pp. 278-280, reprinted in *Mind*, vol. 104, no. 416, 1995, pp. 691-693.
(邦訳: L. キャロル『不思議の国の論理学』, 柳瀬尚紀編訳, 朝日出版社, 1977年, pp. 17-24, 「亀がアキレスに言ったこと」)
- Dummett, M. [1981]: *Frege: Philosophy of Language*, 2nd ed., (1973¹), Duckworth.
- Frege, G. [BS]: "Begriffsschrift", (1879), in *Begriffsschrift und andere Aufsätze*, Georg Olms, 1964.
- Frege, G. [FB]: "Funktion und Begriff", (1891), in Frege [KS] pp. 125-142.
(邦訳: フレーゲ [論集], pp. 3-31, 「関数と概念」)
- Frege, G. [G]: "Der Gedanke", (1918), in Frege [KS] pp. 342-362.
(邦訳: フレーゲ [論集], pp. 99-132, 「思想」)
- Frege, G. [V]: "Die Verneinung", (1918), in Frege [KS] pp. 362-378.
(邦訳: フレーゲ [論集], pp. 133-157, 「否定」)
- Frege, G. [Gg]: "Gedankengefüge", (1923), in Frege [KS] pp. 378-394.
(邦訳: フレーゲ [論集], pp. 159-187, 「複合思想」)
- Frege, G. [KS]: *Kleine Schriften*, 2. Aufl., Georg Olms, 1990.
フレーゲ, G. [論集]: 『フレーゲ哲学論集』, 藤村龍雄訳, 岩波書店, 1988年。
- Geach, P. T. [1967]: "Frege", in G. E. M. Anscombe and P. T. Geach, *Three Philosophers*, Basil Blackwell, pp. 131-162. (邦訳: G. E. M. アンスコム & P. T. ギーチ『哲学の三人: アリストテレス・トマス・フレーゲ』, 野本和幸・藤澤郁夫訳, 勁草書房, 1992年, pp. 239-296, P. T. ギーチ「フレーゲ」)
- Geach, P. T. [1972]: *Logic Matters*, University of California Press.
- 伊佐敷隆弘 [1990]: 「後期ヴィトゲンシュタインにおける「使用」の知」『哲学雑誌』第105巻, 第777号, pp. 217-232。
- Kneale, W. and Kneale, M. [1962]: *The Development of Logic*, Clarendon Press.
- Kripke, S. A. [1982]: *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Basil Blackwell.
(邦訳: S. A. クリプキ『ウィトゲンシュタインのパラドクスー規則・私的言語・他人の心ー』, 黒崎宏訳, 産業図書, 1983年)
- 大森莊蔵 [1984]: 「飯田氏に答えて」『哲学の迷路: 大森哲学批判と応答』, 産業図書, pp. 340-347.
- Quine, W. V. [1976]: *The Ways of Paradox and Other Essays*, rev. and enl. ed., (1966¹), Harvard University Press.
- Russell, B. [1937]: *The Principles of Mathematics*, 2nd ed., (1903¹), George Allen & Unwin LTD.
- Ryle, G. [1950]: "'IF', 'SO', AND 'BECAUSE'", (1950), in *Collected Papers*, vol. 2, Hutchinson & Co. LTD, pp. 234-249.
- Searle, J. R. [1969]: *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press.

- (邦訳: J. R. サール『言語行為: 言語哲学への試論』, 坂本百大・土屋俊訳, 勁草書房, 1986年)
- Tarski, A. [1931]: "The Concept of Truth in Formalized Languages", (1931),
in *Logic, Semantics, Metamathematics: Papers 1923 to 1938*, 2nd ed., Hackett Pub.
Co., 1983, pp. 152-278.
- Tarski, A. [1944]: "The Semantic Conception of Truth and the Foundations of Semantics",
(1944), in L. Linsky (ed.), *Semantics and the Philosophy of Language*, the University
of Illinois Press at Urbana, 1952, pp. 13-47.
- (邦訳: 坂本百大編『現代哲学基本論文集Ⅱ』, 勁草書房, 1987年, pp. 51-120, A. タルスキ
「真理の意味論的観点と意味論の基礎」, 飯田隆訳)
- Whitehead, A. N. & Russell, B. [1962]: *Principia Mathematica: to *56*, (1910¹), Cambridge
University Press.

(1998年9月30日 受理)